



安心のネットワーク
NOSAIぐんま

備えの種をまこう。

家畜共済



ぐんまちゃん 2020-100387

群馬県 / 群馬県農業共済組合



ノーサイくん

特長

1

低額な掛金

NOSAIの家畜共済は、国の政策保険です。掛金の約半分を国が負担するので、生産者様の負担はぐっと小さくなります。

死亡廃用共済	搾乳牛100頭	5割補償	約191万円
	育成乳牛100頭	5割補償	約69万円
	繁殖用雌牛100頭	5割補償	約93万円
	育成・肥育牛100頭	5割補償	約107万円
疾病傷害共済	乳用牛100頭	50万円補償	約17万円
	肉用牛100頭	50万円補償	約10万円

※2021年度において全ての事故を補償する加入方式での1年間の農家負担掛金の概算です。

特長

2

選択できる加入方式

生産者様それぞれの経営形態や事故状況に合わせた補償タイプを選択することで、掛金をさらに節約できます。



へ安心をお届けします！

特長
3

充実の共済金支払い

死亡事故や病傷事故が発生した月の**2ヵ月後**には共済金をお支払いします。

死亡廃用 共済 (※1)	搾乳牛	5割補償	1頭当たり約35万円
	育成乳牛	5割補償	1頭当たり約35万円
	繁殖用雌牛	5割補償	1頭当たり約51万円
	育成・肥育牛	5割補償	1頭当たり約44万円

疾病傷害 (※2)	乳用牛	補償額を上限とし診療費の9割	
	肉用牛	補償額を上限とし診療費の9割	

※1: 2021年度における支払共済金の概算です。
 ※2: 2020年1月1日以降の契約より疾病傷害共済は初診料を含む診療費の9割が支払共済金となりました。

特長
4

牛伝染性リンパ腫の補償

一部の補償タイプを除いたほぼすべての補償タイプで、牛伝染性リンパ腫による損害を補償します。
 家畜市場や家畜商へ牛を販売した後にと畜場で牛伝染性リンパ腫と診断された場合も、対象となります。

掛金について

掛金は、**選択する事故除外方式**と**付保割合**等によって変わります。

- 死亡廃用共済は、加入申込時に年間飼養計画を申告いただき掛金の徴収を行います。掛金期間満了後に年間飼養実績に基づき掛金を再算定し、差額を調整します。(期末調整)
- 掛金の**約半分は国が負担**しますので、生産者様の負担は大きく軽減されます。
- 掛金が一定額以上の場合、生計を共にしない第三者を保証人とする事で、掛金を4回に分けて分割納入することができます(手数料等はかかりません)。
- 家畜共済は、原則1年間の契約となります。
- 掛金の詳細は、「掛金試算表」をご覧ください。
(「掛金試算表」がない場合は、最寄りの支所までお問い合わせください。)

共済金の支払いについて

家畜共済は、家畜のための「**生命保険**」(＝**死廃事故**)と「**健康保険**」(＝**病傷事故**)を合わせた制度です。

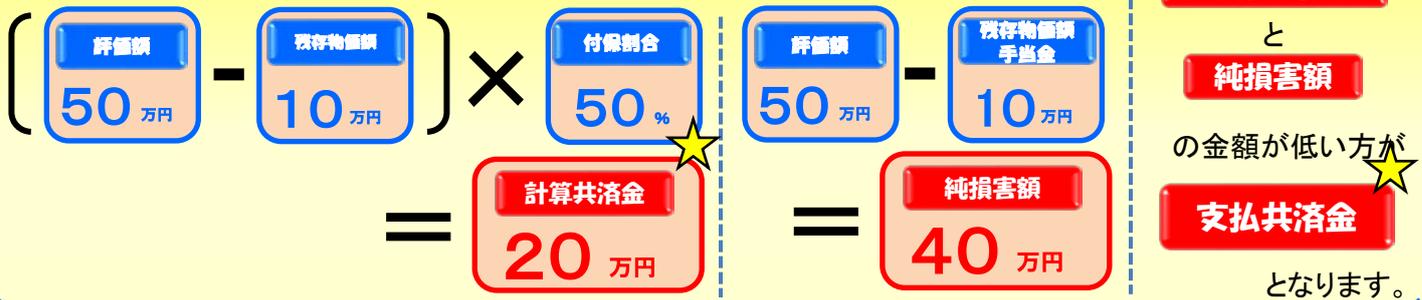
死廃事故

牛が、病気や怪我により死亡した場合、死に瀕している場合、特定の病気や怪我で獣医師が治らないと判断した場合等に、共済金をお支払いします。

- 損害に対する補償になるため、枝肉等が売れた場合や手当金が出た場合は、その金額が損害額から控除される場合があります。

計算例

(評価額50万円の牛が廃用になり枝肉等が10万円で売れた場合)



病傷事故

牛が、病気や怪我により**獣医師の診療を受けた場合**に、共済金をお支払いします。

- 加入時に病傷共済金支払限度額の範囲内で選択した共済金額まで支払われます。(「掛金試算表」参照)
- 国から示されている病傷給付基準に則り審査を行い、適正と判断された額をお支払いします。
例えば、予防のための処置は対象なりません。
※初診料を含む診療費の9割が支払共済金です。

安心を得ることができます。

個体の評価額について

個体の価値を示す額を評価額といい、個体の飼養目的・品種・月齢ごとに定められた額になります。

- 死亡廃用共済では固定資産的家畜(搾乳牛、繁殖用雌牛)は引受時の月齢によって評価額が決定され、棚卸資産的家畜(育成乳牛、育成・肥育牛)は期末時(事故があった場合は事故時)の月齢によって評価額が決まります。※疾病傷害共済は、全て期首時の月齢。

搾乳牛 育成乳牛

育成・肥育牛 (肉用種)

育成・肥育牛 (交雑種)

繁殖用雌牛

月齢	評価額
6	26万3千円
7	29万0千円
8	31万7千円
9	34万4千円
10	37万1千円
11	39万8千円
12	42万5千円
13	45万2千円
14	47万9千円
15	50万6千円
16	53万3千円
17	56万0千円
18	58万7千円
19	61万5千円
20	64万2千円
21	66万9千円
22	69万6千円
23	69万9千円
24~42	70万2千円
43	69万1千円
44	67万9千円
45	66万8千円
46	65万6千円
47	64万5千円
48	63万3千円
49	62万1千円
50	61万0千円
51	59万8千円
52	58万7千円
53	57万5千円

月齢	評価額
6	46万0千円
7	48万4千円
8	50万9千円
9	53万4千円
10	55万9千円
11	57万5千円
12	59万1千円
13	60万7千円
14	62万4千円
15	64万0千円
16	65万6千円
17	67万2千円
18	68万8千円
19	70万5千円
20	72万1千円
21	73万7千円
22	75万3千円
23	77万0千円
24	28万6千円
25	80万2千円
26	81万8千円
27	83万4千円
28	85万1千円
29	86万7千円
30以上	88万3千円

月齢	評価額
6	40万5千円
7	42万7千円
8	44万5千円
9	46万3千円
10	48万2千円
11	50万0千円
12	51万8千円
13	53万7千円
14	55万5千円
15	57万3千円
16	59万2千円
17	61万0千円
18	62万8千円
19	64万7千円
20	66万5千円
21	68万3千円
22	70万2千円
23	72万0千円
24	73万8千円
25	75万7千円
26	77万5千円
27	79万3千円
28以上	81万2千円

月齢	評価額
6	53万6千円
7	57万3千円
8	61万1千円
9	64万8千円
10	68万5千円
11	70万9千円
12	73万2千円
13	75万6千円
14	77万9千円
15	80万3千円
16	82万6千円
17	84万9千円
18	87万3千円
19	89万6千円
20	92万0千円
21	94万3千円
22	96万6千円
23	99万0千円
24	101万3千円
25	103万7千円
26~54	106万0千円
55	104万5千円
56	103万1千円
57	101万6千円
58	100万1千円
59	98万6千円
60	97万2千円
61	95万7千円
62	94万2千円
63	92万8千円

(2021年度の設定額の一部抜粋)

死亡廃用共済事故除外方式について

生産者様は、死亡廃用共済において一定条件のもと給付対象となる事故を選択することができます。必要に応じた補償対象を選択することにより掛金負担が軽減されます。

- 特定事故は、一部の補償タイプを除き共済金の支払対象となります。「牛伝染性リンパ腫」は、生産者様が家畜市場やと畜場に出荷した後に判明した場合でも支払対象です。（※補償タイプ2号ハは、牛伝染性リンパ腫、伝達性海綿状脳腫は補償対象になりません。）

補償内容	補償タイプ	死亡	廃用	すべての事故を100としたときの掛金比率			
				搾乳牛	育成乳牛	繁殖用雌牛	育成・肥育牛
すべての事故	-	○	○	100	100	100	100
特定事故 の死廃事故のみ	1号イ 2号イ	×	×	3	8	8	5
死亡事故と特定事故 の廃用事故のみ	1号ロ 2号ロ	○	×	78	98	90	95
死亡事故と5号・6号 以外の廃用事故のみ	1号ハ	○	△（一部）	96	97	-	-
死亡事故と1号～3号 以外の廃用事故のみ	2号ハ	○	△（一部）	-	-	90	93

特定事故の範囲

火災による焼死

落雷による空調施設破損による熱射病死

洪水・土砂崩れによる溺死・窒息死

法定・届出伝染病による死亡

大雪・地震が原因の畜舎倒壊による圧死・打撲死

（廃用事故も含まれます。）

- 廃用号数について

- 1号… 疾病又は不慮の傷害(3号に掲げる疾病及び傷害を除く。)によって死に瀕したとき。
- 2号… 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき。
- 3号… 骨折、は行若しくは両眼失明又は牛伝染性リンパ腫、伝達性海綿状脳症その他農林水産大臣が指定する疾病もしくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。
- 4号… 盗難その他の理由によって行方不明となった場合であって、その事実の明らかとなった日から30日以上生死が明らかでないとき。
- 5号… 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が、治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害によって繁殖能力を失ったとき。
- 6号… 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害によって泌乳能力を失ったことが泌乳期において明らかとなったとき。
- 7号… 牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかとなるとき。

いろいろな選択ができます。

子牛選択について

出生後6ヶ月未満の子牛を補償の対象とすることを選択することができます。

- 死亡廃用共済で子牛等選択をした場合、授精等後240日を経過した胎児から出生後5ヶ月までが追加で補償されます。
- 疾病傷害共済で子牛選択をした場合、出生後から出生後5ヶ月までが追加で補償されます。
- 胎児の死亡事故が発生した際は、授精証明書等を確認する必要があります。

加入できる畜種について

補償を必要とする家畜区分ごとに加入することができます。

- 加入する家畜区分ごとに、**全頭加入**が原則です。(包括共済)
- 死亡廃用共済(育成乳牛、育成・肥育牛)、疾病傷害共済(乳用牛、肉用牛)で、それぞれ子牛等の加入を選択することができます。
- 家畜区分の内訳については下表のとおりです。

家畜区分		対象家畜
死亡廃用共済	疾病傷害共済	
搾乳牛	乳用牛	満24月齢以上の乳牛の雌であって搾乳の用に供されるもの
育成乳牛		満24月齢未満の乳牛の雌
子牛等選択	子牛選択	出生後第5月の末日を経過しない乳牛の雌
	-	授精等後240日を経過した牛の胎児のうち乳牛であるもの
繁殖用雌牛	肉用牛	満24月齢以上の肉用牛の雌であって繁殖の用に供されるもの
育成・肥育牛		搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛
子牛等選択	子牛選択	出生後第5月の末日を経過しない育成乳牛以外の牛
	-	授精等後240日を経過した牛の胎児のうち乳牛でないもの

- 死亡廃用共済については、**固定資産的家畜** と **棚卸資産的家畜** に分類されます。

危険段階別共済掛金率について

事故が少なければ、掛金が安くなる仕組みを導入しています。

- 家畜共済では、過去10年間の共済金支払実績から被害率を求め、その被害率に応じて危険段階別共済掛金率を設定します。この危険段階の設定によって、被害率の低い加入者は掛金が安くなり、被害率の高い加入者は掛金が高くなりますので、**掛金負担の公平性が保たれます**。

事故発生時の連絡について

死傷事故が発生した場合は、遅滞なく組合へ報告してください。

- 組合の職員が確認することで、共済事故として取り扱うことができます。確認前に搬出した場合は、全部又は一部が免責となります。
- 一般の死傷事故を対象としない補償タイプで加入された場合でも、特定事故(火災・自然災害・伝染病)が発生した際には、必ず連絡してください。
判断に迷われる場合は、搬出前に必ず一報をお願いします。

個体の異動報告について

死亡廃用共済で以下のような大幅な異動をした場合、速やかに組合に報告する必要があります。

- 大幅な異動とは、「農場を売買したとき」・「畜舎の棟数が増減したとき」・「畜舎の改築をしたとき(拡大又は縮小)」・「火災・自然災害又は伝染病による飼養頭数の減少を補い、経営規模が縮小しないように導入したとき」・「家畜を飼養しなくなったとき」の場合等です。

疾病傷害共済で以下のような異動が発生した場合で、共済金額の変更を希望する場合は異動日から2週間以内に組合に報告する必要があります。

- 共済金額を変更できる異動とは、「0頭で加入申込をした家畜区分の家畜を飼養するとき」・「家畜を飼養しなくなったとき」・「家畜を導入したとき(※1)」・「家畜が出生したとき(※1)」があります。

※1: 異動状況により共済金額が変更できない場合があります。

免責について

加入者が通常すべき管理等を怠ると、支払共済金が減額される場合があります。

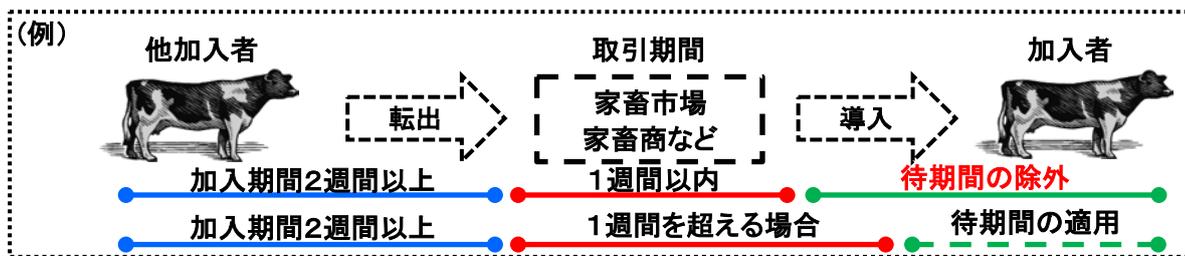
- 掛金の納入が正当な理由なく2週間以上遅滞した場合は、遅滞している期間はすべての共済金が免責になります。
- 事故発生時の連絡をせず、事故家畜を搬出した場合は、当該牛の事故による共済金は**全部又は一部が免責**になります(と畜場に出荷して牛伝染性リンパ腫と診断された場合を除く)。
- 牛伝染性リンパ腫に関する事故の場合は、牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置を行っていないと共済金の**4割が免責**になります。また、と畜場で牛伝染性リンパ腫により全部廃棄となり、食肉衛生検査所などから牛伝染性リンパ腫とわかる全廃棄証明書等が届いてから**3日以内**に組合へ通知をしなかった場合は、共済金の**1割が免責**になります。

力をお願いします。

たいきかん 待期間について

共済金の不正請求を防止するための制度として「待期間」があります。

- 家畜共済に加入いただいた日から**2週間**は、すべての個体について「待期間(※2)」が適用されます。
- 導入した牛についても、導入した日から**2週間**の「待期間(※2)」が適用されます。
※2: 以下の場合には待期間が除外されます。
 - ① 共済事故の原因が共済責任の始まった後に生じたことが明らかな場合
 - ② 牛の胎児または子牛であって、その母牛が共済関係に付されており待期間を経過している場合
 - ③ 導入した家畜が、他組合員において2週間以上共済関係に付されており、譲渡後1週間以内に加入者の共済関係に付された場合 (例)参照



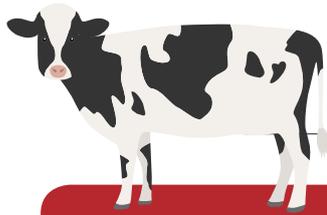
他の公的制度との比較

- 家畜防疫互助事業は、畜産経営に与える影響が大きい口蹄疫や牛疫等が万が一発生した際の経営への影響を緩和するために、生産者が自ら積み立てを行い(国庫負担有り)、当該伝染病による損害を互助補償する制度ですが、家畜共済制度と家畜防疫互助事業は、**補償の内容において重複する部分はありません**。
- 家畜伝染病予防法に掲げられた疾病の患畜・疑似患畜については、法に基づき殺処分され、すべての対象農場に対して、手当金が交付されます。また、口蹄疫等については、手当金の他に特別手当金や補償金が支払われます。

家畜共済と 公的制度等	補償内容				
	家畜の損失(患畜・疑似患畜)		死体処理経費		経営再開 資金支援
	死亡	命令による殺処分 (法令殺)	発生農場	指定地域	
家畜共済制度	○	△ ※1	×	×	×
家畜伝染予防法	×	○	○ (1/2)	○ (10/10)	×
家畜防疫互助事業	×	×	○ (定額又は定額の1/2)	×	△ ※2

※1: 口蹄疫では支払対象となりませんが、口蹄疫以外の家畜伝染病で法令殺となった場合は、手当金と家畜評価額の差額を基に共済金が支払われます。

※2: 発生農場のみが支払対象となります。



NOSAI は農家のために!!



詳細はHPへ

家畜共済へのご加入にあたって

この説明書は、家畜共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- 農業保険事業は、加入者が不慮の事故によって受ける損失を補填して農業経営の安定を図ることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAI ぐんまと国で行っています。加入者と NOSAI ぐんまは、共済関係を結び、NOSAI ぐんまはさらに国と保険関係を結ぶことにより危険分散を図っています。
- 掛金は、加入者と国が拠出し、加入者が被害を受けたときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生の通知を怠ったとき、及び故意・重大な過失によって事実と反する通知をした場合は、共済金支払額の全部又は一部を支払わない場合があります。
- NOSAI ぐんまが保有する各種情報については、必要に応じて加入者に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、NOSAI ぐんまが引受の判断、共済金支払額の算定、各種サービスの充実や提供のために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の共済事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

<金融商品販売法に係る重要事項説明書>

お問い合わせ先

名称	住 所	TEL・FAX番号	対象エリア
中部グループ			
前橋支所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12 (農業共済会館1階)	TEL 027-254-2070 FAX 027-254-2077	前橋市
伊勢崎支所	〒379-2231 伊勢崎市東町2668-1 (伊勢崎市あずま支所2階)	TEL 0270-62-9915 FAX 0270-20-2241	伊勢崎市・玉村町
西部グループ			
高崎支所	〒370-0084 高崎市菊地町563	TEL 027-344-2181 FAX 027-344-2184	高崎市 (高崎市吉井町を除く)・安中市
藤岡支所	〒375-0014 藤岡市下栗須124-6 (多野藤岡広域市町村圏振興整備組合2階)	TEL 0274-24-3730 FAX 0274-24-2426	藤岡市・高崎市吉井町・神流町・上野村
富岡支所	〒370-2316 富岡市富岡2486-7	TEL 0274-62-2450 FAX 0274-63-3541	富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町
北部グループ			
渋川支所	〒377-0203 渋川市吹屋384 (渋川市子持行政センター2階)	TEL 0279-26-2600 FAX 0279-26-2601	渋川市・吉岡町・榛東村
中之条支所	〒377-0423 吾妻郡中之条町大字伊勢町1003-10	TEL 0279-75-2005 FAX 0279-75-2559	中之条町・東吾妻町・長野原町・嬬恋村・草津町・高山村
沼田支所	〒378-0044 沼田市下之町904-5	TEL 0278-23-5110 FAX 0278-23-0169	沼田市・片品村・川場村・みなかみ町・昭和村
東部グループ			
太田支所	〒370-0341 太田市新田金井町29 (太田市新田庁舎1階)	TEL 0276-20-9199 FAX 0276-57-4485	太田市
みどり支所	〒379-2311 みどり市笠懸町阿左美1912-1 (みどり市農林業センター1階)	TEL 0277-76-9181 FAX 0277-76-9185	桐生市・みどり市
館林支所	〒374-0029 館林市仲町14-1 (館林市民センター1階)	TEL 0276-75-3311 FAX 0276-75-3318	館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町
本 所	〒371-0847 前橋市大友町1-3-12 (農業共済会館)	TEL 027-251-5631 FAX 027-253-7767	県下全域